

令和元年度第4回北名古屋市行政改革推進委員会 会議録

○ 会議概要

- 1 委員委嘱について
- 2 あいさつ
市長あいさつ
- 3 北名古屋市行政改革推進委員会について



<事務局>

【資料1 北名古屋市行政改革推進委員会委員名簿の説明】

【資料2 北名古屋市行政改革推進委員会条例の説明】

【資料3 北名古屋市行政改革推進委員会傍聴規則の説明】

【参考資料1 北名古屋市行政改革推進委員会についての説明】

- 4 会長及び会長職務代理の選出について
 - ・委員の互選により岩崎委員を会長に選出
 - ・会長が岡島委員を会長職務代理に指名

<会長>

事務局から北名古屋市行政改革推進委員会傍聴規則の説明を受けた。傍聴規則については、委員会ごとに規定されているものなのか。

<事務局>

委員会ごとに規定している。

<会長>

行政改革推進委員会という会の設置目的に照らし合わせると、市民生活へ非常に影響があり、傍聴に多数の方が見えた時には、その方々も少し意見が述べられるよう改定することが望ましいと考えるがどうか。

<事務局>

委員会ごとに規定している規則のため一度検討させていただく。

5 報告事項

- (1) 広告事業の取組について
- (2) 北名古屋市文化勤労会館のネーミングライツパートナーについて

<事務局>

【参考資料2 広告事業の取組についての説明】

<会長>

事務局から広告事業の取組について、説明を受けた。

このことについて、委員の皆さんのご意見やご質問を伺いたい。

無ければ、ひとつ私から伺いたいが、広告料の消費税についての取扱いはどうか。

<事務局>

現状、広告料募集要項上に消費税についての記載は無いと記憶しているが、一度確認して報告させていただく。

<会長>

それと、きたバスは車内広告のみとあるが、車外広告についてはされていないのか。

<事務局>

きたバスについては、車内広告のみである。東西庁舎を連絡しているシャトルバスについては、車外広告を実施している。

<会長>

小牧市もバスを持っていたように記憶しているが、広告について何か情報は無いか。

<委員A>

小牧市は市長の方針により、広告事業についてあまり積極的では無い。そのため、ネーミングライツなども進んでおらず、車外広告もしていなかったように記憶している。

<委員B>

市が広告事業を開始すると同時期に、新聞に掲載する広告の応募数が減少した。やはり、市の物品に広告を掲載するという事は、企業にとってメリットがあると考えられているのではないか。

<会長>

市が広告事業の推進をあまりやりすぎると、民業圧迫の恐れがあるという新しい課題が見えてきた。市の財源確保のため、必要な事業ではあるが、少し注意が必要かもしれない。

<事務局>

【参考資料3 北名古屋市文化勤労会館のネーミングライツパートナーについての説明】

<会長>

事務局から北名古屋市文化勤労会館のネーミングライツパートナーについて、説明を受けた。

このことについて、委員の皆さんのご意見やご質問を伺いたい。

<委員A>

応募は何件あったのか。

<事務局>

問い合わせは他に1件あったが、実際に応募があったのは今回決まった1件だった。

<会長>

もし2社以上の応募があったら、金額の多い方を選ぶということか。

<事務局>

審査項目は他にもあるが、金額もそのうち。募集要項の段階で、年額200万円以上契約期間は3年以上10年以下ということを条件としてしている。

<会長>

他の施設への導入も検討しているか。

<事務局>

今回の文化勤労会館への導入が初めてなので、様子を見て混乱がなければ他の施設でも検討していく予定。

6 その他

<事務局>

従前より諮問をお願いしております「第2期北名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」のパブリックコメントについて、予定通り本日11月5日（火）より開始した。現在、市のホームページや庁舎の情報コーナーにおいて公開している。

<会長>

只今、事務局から「第2期北名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」のパブリックコメントについて説明を受けた。

このことについて、委員の皆さんのご意見やご質問を伺いたい。

特に無いようなので、次の次第に移る。

7 東庁舎食堂の視察

<事務局>

【参考資料4 東庁舎食堂跡の有効活用についての説明】

<会長>

只今、事務局から東庁舎食堂跡の有効活用について説明を受けた。
このことについて、委員の皆さんのご意見やご質問を伺いたい。

<委員A>

実際に営業時間はどの程度なのか。

<事務局>

朝は7時30分から開店して、モーニングを提供している。閉店時間は夕方位である。

<委員A>

客の入り具合はどうか。

<事務局>

目新しさもあり、ランチタイムはそれなりに席は埋まっているようだが、常に満席というわけでは無い。今後は少し落ち着いていくと予想している。

<委員C>

28歳と若い方がオーナーをやられていることについても非常に注目している。

<委員D>

1年で契約更新が必要という事が業者さんに対してデメリットとなるとの説明であったが、若い方が1年間で挑戦するといった意味では、逆に良い更新期間かもしれない。

<会長>

それ以外で何かあるか。

<事務局>

1件報告させていただく。先程、広告料の消費税について、本市では特に要項などで規定はされていない。他市町村の状況については、広告料として定額で規定されておりその括弧書きで消費税を含むといった記載がされていた。今後、本市としても記載方法などについて検討する。

<会長>

意見も出尽くしたようなので、これにて委員会を閉会とする。

【閉会】

配布資料	資料1 北名古屋市行政改革推進委員会委員名簿 資料2 北名古屋市行政改革推進委員会条例 資料3 北名古屋市行政改革推進委員会傍聴規則 参考資料1 北名古屋市行政改革推進委員会について 参考資料2 広告事業の取組について 参考資料3 北名古屋市文化勤労会館のネーミングライツパートナーについて 参考資料4 東庁舎食堂跡の有効活用について
------	---